

令和 6 年度 羽村市総合防災訓練実施計画

1. 訓練日時

令和 6 年 9 月 29 日（日）午前 9 時～正午（発災時間：午前 9 時）

※台風等の悪天候による訓練中止の場合は、午前 7 時に防災行政無線及びメール配信等により市民へ周知する。

2. 被害想定

令和 6 年 9 月 29 日、午前 9 時、立川断層を震源とする地震が発生した。

その規模は、マグニチュード 7.4 と推定され、羽村市では震度 6 強が観測された。

この地震により市内各所で、家屋の倒壊、道路の損壊等のほか、火災も発生し延焼中、多数の死傷者が出ているものと見込まれ、ライフライン関係では、停電や断水、電話の不通等の被害が見込まれるが詳細は不明である。

市では、地震発生後、直ちに災害対策本部を設置し活動を開始した。

3. 訓練場所

市内全域、指定避難所 10 か所、福祉避難所 5 か所（福祉避難所については、羽村市地域防災計画記載の 6 か所の内いこいの里、中央児童館、西児童館、東児童館、福祉センターの 5 か所）

なお、今回は「武蔵野小学校」（羽村市川崎 693-1）をメイン会場とする。

4. 訓練の目的

- ・大規模な地震の発生時において、自分の身を守る行動が出来るよう知識を習得する。
- ・大規模地震に備え、平常時に準備しておくことを確認する。
- ・自助・共助の防災意識の向上を図る。
- ・避難所の開設手順や設営、運営方法を確認する。
- ・断水時の応急給水の態勢や方法を確認する。

5. 訓練の内容（地震災害発災対応型訓練）

（1）各家庭

【内 容】

①初動訓練

- ・J アラートを活用した緊急地震速報により、地震から身を守るシェイクアウト訓練（姿勢を低く、体・頭を守り、揺れが収まるまで動かず、じっとしている訓練）を実施する。

②わが家の備えチェック訓練

- ・各家庭において、避難時に必要な「非常持ち出し品等」のチェックを実施する。
- ・家具転倒防止対策の確認を行う。

③「防災マップはむら」を活用した訓練

- ・避難路、一時集合場所、避難所の確認を行ったうえで、避難訓練を実施する。

(2) 各避難所

【内 容】

①避難所開設・設営・運営訓練(避難所小中学校:10校)

- ・避難所用備蓄倉庫の資機材を活用し、自主防災組織、避難所管理責任者、避難所連絡員等による体育館での避難所設営訓練を実施する。
- ・避難所の開設準備を行い、避難者を受け入れ、避難所連絡員を通じて市災害対策本部へ報告する。
- ・災害時特設公衆電話の設置を行う。
- ・避難所運営マニュアルによる避難所運営訓練を実施する。
- ・発電機の作動確認、間仕切、簡易テントの設置方法を確認する。
- ・備蓄資機材の確認を行う。

②消火栓や消火器を使用した初期消火訓練

③応急救護訓練（心肺蘇生・担架搬送訓練等）

- ・訓練用AEDや三角巾を使用した応急救護訓練を実施する。

④避難行動要支援者の避難支援・安否確認訓練

- ・避難行動要支援者名簿を活用し、自主防災組織による避難支援訓練や安否確認訓練を実施する。

⑤非常用電源設備活用訓練（二中、東小、栄小のみ）

- ・二中、東小、栄小へ配備した非常用電源設備（羽村市立小中学校太陽光発電システム）を災害時に活用するため、操作方法等の確認を行う。

⑥仮設トイレ、マンホールトイレの設置訓練及び携帯トイレの使用方法的確認

⑦避難所用Wi-Fi立ち上げ・接続等訓練

- ・災害時に避難所で利用できる避難所用Wi-Fiの立ち上げから接続までの確認を行う。
- ・ポータブル蓄電池やスマホ充電セットを用いて、スマートフォンを始めとした電子機器の充電の仕方について確認を行う。

⑧ペット受入訓練

- ・ペットとの同行避難を希望する避難者を想定し、避難スペース、運用方法の確認を行う。

⑨通信訓練

- ・移動系無線を設置している校舎職員室を避難所連絡員事務室として、移動系無線・特設公衆電話・FAX等を活用し、災害対策本部との通信訓練を行う。（避難所の参集人員の報告、避難所の状況報告など）

⑩その他

- このほか、各自主防災組織において、独自の訓練を実施できるものとする。

(3) メイン会場 ※「(2) 各避難所」の内容に加え、メイン会場で実施する内容

【内 容】

①電気自動車等からの給電訓練

- ・協定に基づく給電車両（トヨタハイブリット車）や公用車の日産リーフ等のバッテリーを非常用電源として、災害用電化製品への給電を行うための操作方法の確認を行う。

②陸上自衛隊による災害活動紹介及び器具展示

- ・陸上自衛隊第一施設大隊等による、震災被災地等での活動状況のパネル展示や災害救助活動で使用した車両及び機械器具の展示を行う。

③福生消防署による家具転倒防止等の減災対策の啓発

- ・震災時に家具の転倒による被害を軽減する家具転倒防止器具の普及・啓発を図る。
- ・煙体験ハウス訓練を実施する。
- ・災害救助活動車の展示及び乗車体験を実施する。

④福生消防署・羽村市消防団による訓練

- ・関係機関と連携し、救出救助訓練を行う。

⑤ガス、電気、災害伝言ダイヤル等に関する啓発

- ・都市ガスに関する震災対策の展示を実施する。（武陽ガス㈱）
- ・プロパンガスに関する震災対策の展示を実施する。（東京都LPガス協会）
- ・災害用伝言ダイヤルの啓発を行う。（㈱NTT東日本）
- ・電気設備に関する震災対策の展示を実施する。（東京電力㈱）

⑥応急給水訓練

- ・給水車による応急給水訓練を実施する。
- ・避難所における受水槽や消火栓を使った応急給水訓練を実施する。
- ・東京都水道局小作浄水場と日野自動車（株）羽村工場における応急給水訓練を実施する。

⑦道路復旧訓練

- ・建設防災協力会とまちづくり部との協働による道路復旧訓練を実施する。

⑧備蓄物資、防災グッズ等の展示

- ・備蓄物資、防災グッズ等を扱っている業者による展示を実施し、防災意識の高揚を図る。また、市が備蓄している物資の紹介等を行う。

⑨避難所親子宿泊訓練（メイン会場のみ）

- ・前日の令和6年9月28日（土）午後7時から翌午前7時まで武蔵野小学校の児童、保護者、自主防災組織、避難所管理責任者等による、避難所開設訓練及び避難所宿泊訓練を実施する。
- ・防災安全課職員による防災講話等を実施する。

(4) 災害対策本部等（市役所 202～204 会議室等）

【内 容】

①災害対策本部設置及び運営訓練

- ・災害対策本部の設置及び運営訓練を行う。

②職員の発災対応型訓練等

- ・地域防災計画に基づき、発災後 72 時間以内に行うべき内容について、発災対応型訓練を行う。
- ・避難所での生活が困難と判断される要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）を受け入れることを想定し、いこいの里、中央児童館、西児童館、東児童館、福祉センターの 5 か所に福祉避難所の設置及び開設訓練を行う。

③通信訓練

- ・移動系無線を活用し、災害対策本部と各部、消防団、警察署、消防署及び避難所との通信訓練を行う。

④災害時応援協定締結団体・事業者との訓練

- ・災害時応援協定を締結している団体や事業者と応援内容に基づいた訓練を実施する。

⑤医療救護所設置・開設訓練

- ・地域防災計画に基づく医療救護活動を想定し、医療救護所の設置・開設訓練を実施する。

6. 参加機関等（予定）

羽村市、自主防災組織、東京都水道局、福生消防署、福生警察署、陸上自衛隊第一施設大隊、羽村市消防団、羽村市交通安全推進委員会、市内各小中学校、羽村市医師会、羽村市薬剤師会、東京都柔道整復師会西多摩支部羽村地区、西多摩衛生組合、羽村市建設防災協力会、羽村市指定上下水道工事店組合、羽村市手話通訳者の会、災害時応援協定締結事業者等、被災建築物応急危険度判定士、福生防災女性の会、日本郵便(株)羽村支店、N T T 東日本(株)東京西支店、J R 東日本(株)拝島営業統括センター青梅駅、東京電力パワーグリッド(株)、武陽ガス(株)、東京都 L P ガス協会西多摩支部羽村地区、日野自動車(株)羽村工場、S&D 多摩ホールディングス(株)、トヨタ S&D 西東京(株)、福生消防少年団 他 ※順不同

7. その他

(1) 避難所連絡員・避難所班説明会

日 時：令和 6 年 7 月 2 日（火）午後 2 時 0 0 分～

会 場：コミュニティセンター 3 階ホール

参加者：避難所連絡員・避難所班

(2) 各課庶務担当係長説明会

日 時：令和 6 年 7 月 2 日（火）午後 3 時 3 0 分～

会 場：コミュニティセンター 3 階ホール

参加者：各課庶務担当係長

(3) 総合防災訓練全体説明会

日 時：令和6年7月16日（火）午後7時00分～

会 場：プリモホールゆとろぎ 小ホール

参加者：町内会連合会会長、町内会・自治会会長、防災部長、小中学校施設管理者又は副管理者、交通安全推進委員会幹部、消防団幹部、福生防災女性の会会長、福生防災女性の会羽村支部長、福生消防少年団団長、避難所連絡員・避難所班、理事者

※全体説明会終了後、避難所ごとに町内会・自治会、学校管理者、消防団、避難所連絡員・避難所班で避難所運営組織連絡会を開催します。

(4) 備蓄食糧の配布

全自主防災組織を対象として、事前に指定した日時に「アルファ化米」「クラッカー」「缶入りパン」「お粥」等を配布する。

※後日、全自主防災組織に通知を発送する。